

越監告示第 4 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表します。

令和 4 年 2 月 4 日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 川崎 悟司

記

1 監査対象及び執行期間

都市整備課 令和 3 年 10 月 21 日（木）～10 月 25 日（月）

2 措置状況

表 題	八幡歩道橋改修工事について
監査の結果	<p>&lt;指摘事項&gt;</p> <p>八幡歩道橋改修工事は、令和 3 年 3 月 26 日に完成届を受理(契約検査室による完成検査を令和 3 年 3 月 30 日に実施)しているが、材料の出荷証明書の出荷日や産業廃棄物マニフェスト等の搬出日が令和 3 年 4 月であるものが見受けられた。</p> <p>財務当局と協議のうえ、「事故繰越し」（法第 220 条）の措置を取るべきであった。</p> <p>今後このようなことがないように、企画部財産管理課（契約検査室）の確実な監理のもと、法第 208 条「会計年度及びその独立の原則」等を遵守し、適切な事務処理に努められたい。</p>
措置の内容	<p>工事監査講評（指摘事項）を真摯に受け止め、迅速に課全職員を対象に「会計年度及びその独立の原則」（地方自治法第 208 条）を遵守するよう、再発防止に向け厳格に指導いたしました。</p> <p>また、再発防止対策として、工事の進捗管理を徹底するため、管理職指導のもと監督職員と定期的な工程会議を実施するとともに、年度内に工事を完成することができない、あるいは完成が見込めない場合においては、財務当局と協議のうえ、「繰越明許費の設定」（地方自治法第 213 条）、「事故繰越し」（地方自治</p>

法第 220 条) の措置を講じるなど、適切な事務処理に努めてまいります。

(財産管理課)

計画的な工事発注、適切な工期設定、工程管理の実施及び受注者から工事完成の通知があった日から起算して 14 日以内の完成検査終了の期限厳守について、各課あて通知するとともに、技術職員に対し、工事監理及び検査における留意事項の再確認を含めた研修会を開催するなど、検査体制及び制度の充実により再発防止を図り、適切な事務処理に努めてまいります。